

質問に対する回答

【質問事項1】

当日プレゼンにて使用する資料では、事前に提出を行う企画提案書（様式第3号）の内容に則したものとして、補足を追記することは可能でしょうか。

【回答】

ご提出いただく企画提案書（様式第3号）については、各項目に沿った内容を記載した上で、事業目的から逸脱しない程度であれば補足説明等を追記いただくことは構いません。また、企画提案書の他に当日のプレゼンテーションに使用する資料を追加でご準備いただくことも可能です。追加資料について審査員への配布を希望する場合は、企画提案書と併せて各6部（正本1部、副本5部）を7月31日までに提出してください。

【質問事項2】

「事業参加者の募集」にあたっては、SNS有料広告等を用いて集客を図ることは問題ないでしょうか。また、その際の広告宣伝費に関しては、本事業の対象経費として積算可能でしょうか。

【回答】

SNSを含む有料広告等により事業参加者の募集を行い、その広告宣伝費を本委託事業の対象経費とすることについては問題ありません。

【質問事項3】

参加者の事業実証にあたって必要となる物品購入費・会場賃借料などに使用できる助成金を本事業費内で設けることは可能でしょうか。また、助成が可能な場合、具体的な助成金額や助成対象経費は契約後に協議の上、決定ということになりますでしょうか。

【回答】

物品購入費など個人の財産となるような助成は認められませんが、会場賃借料、その他レンタル費用については本事業費の範囲内で参加者に対し助成することが可能です。想定する助成対象及び助成額をなるべく明確に企画提案書（3予算収支計画に関する事項）へ記載して7月31日までに提出してください。助成を行う際には改めて県に協議することとし、県が具体的な対象経費及び額について検討、助成可否の決定を行います。